

イクちゃん画像使用上の注意点

広島県 子供未来応援課

「広島県の元気いっぱいキャラクターイクちゃん」は、専用権を確保し、信用力を高めるとともに、子どもに関する商品・役務などへの「イクちゃん」の不用な活用を防ぐため、平成 26 年 11 月 27 日に商標登録申請（出願番号 2014-100163）を行い、平成 27 年 4 月 3 日に商標登録が認められました。

つきましては、イクちゃんの画像を使用する際には以下の注意点に留意して使用してください。

◇注意点◇

- ①イクちゃんサービス店であることをPRする内容にのみ、イクちゃんキャラクターの使用を許可します。
- ②商品のPRには使用しないでください。
- ③イクちゃんの画像は加工しないでください。
- ④使用する際には、作成段階でチラシ案を財団までご提出ください。

【提出先】

(公財) ひろしまこども夢財団 広島市中区基町

10-52 広島県庁内

TEL (FAX):082-511-1215

Mail:service@ikuchan.or.jp

※商標登録とは…事業者が、自己（自社）の取り扱う商品・サービスを他人（他社）のものと区別するために使用するマーク（識別標識）を商標といい、商標を財産として守るのが商標権である。商標権を取得するためには、特許庁へ商標を出願して商標登録を受けることが必要。商標登録を受けないまま商標を使用している場合、先に他社が同じような商標の登録を受けていれば、その他社の商標権の侵害にあたる可能性がある。（特許庁HP抜粋）